

広島県教育委員会会議録

令和 7 年 5 月 9 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年5月9日（金） 13：00開会

14：33閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	志 々 田 ま な み
	菅 田 雅 夫
	小 田 原 希 美

2 欠席者

中 村 一 朗

3 出席職員

教 育 次 長	江 原 透
管 理 部 長	糸 崎 誠 二
学 び の 変 革 推 進 部 長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重 森 栄 理
経 営 企 画 監	松 田 公 志
総 務 課 長	永 井 匠
秘 書 広 報 室 長	竹 森 潤 一
教 職 員 課 長	藤 井 典 之
施 設 課 長	渡 辺 誠 一
教 育 改 革 課 長	今 川 浩 之
教育支援推進課長	桑 原 智 津 子
高校教育指導課長	小 野 裕 之
特別支援教育課長	林 香
豊かな心と身体育成課長	沖 本 勝 豊

教育委員会会議定例会日程

日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	第 2 号 議 案	令和 8 年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	1
日程第 3	報告・協議 1	令和 7 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について	3
日程第 4	報告・協議 2	1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について	4
日程第 5	報告・協議 3	高校生等の就職をめぐる状況について	6

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
まず、教育長職務代理者の指名について御報告をいたします。
教育長職務代理者には細川委員を指名させていただき、御承諾いただきましたことを御報告を申し上げます。
それでは、日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、菅田委員、小田原委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりで。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 令和8年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学選抜の基本方針に

ついて

篠田教育長： それでは、第2号議案、令和8年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学選抜の基本方針について、今川教育改革課長に御説明をお願いします。

今川教育改革課長： 第2号議案 令和8年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学選抜の基本方針について御説明いたします。

はじめに、「令和8年度広島県立高等学校入学選抜の基本方針」につきましては、1ページから5ページにありますとおり、一般入試である一次選抜及び二次募集である二次選抜により実施するものでございます。

令和4年度から実施しております新たな入学選抜制度につきましては、これまで、毎年の成果と課題を踏まえながら、自己表現に係る検査時間の短縮や自己表現カードの廃止などの見直しを行ってきたところであり、昨年度実施した令和7年度入学選抜におきまして、基本的な骨格部分については、概ね問題なく実施できたものと考えております。

6ページを御覧ください。こうしたことから、新旧対照表のとおり、令和8年度入学選抜につきましては、昨年度から大きな変更を行うことなく新制度やこれまで行ってきた変更点の定着を図ってまいりたいと考えております。次に、7ページにあります「令和8年度広島県立広島叡智学園高等学校入学選抜の基本方針」について御説明いたします。昨年度から変更している点につきましては、8ページの新旧対照表のとおり、海外等連携協定に基づく入学選抜の選抜の方法について、新たに口頭試問を追加しております。

このことは、昨年度、新たな団体等と海外連携協定を結んだことにより、今後、受検者の増加が想定される中で、広島叡智学園高等学校において教育を受けるに足る意欲・適性等を判断するに当たり、より厳正な選抜及び合格者の決定を行う必要があることから追加したものでございます。

続きまして、9ページから10ページにあります「令和8年度広島県立併設型中学校入学選抜の基本方針」について御説明いたします。11ページの新旧対照表のとおり、令和8年度入学選抜につきましては、基本的な内容の変更はございません。

なお、資料の 17 ページから 19 ページに、令和 8 年度の選抜日程を参考として添付しております。

令和 7 年度の日程を踏襲しつつ、土曜日、日曜日や祝日を考慮して設定しております。基本的な内容の変更はございません。続いて、12 ページ「令和 8 年度広島県立特別支援学校高等部入学選抜の基本方針」についてですが、16 ページの新旧対照表のとおり、年度のほかに変更した箇所はありません。

なお、資料の 20 ページに令和 8 年度広島県立特別支援学校高等部の選抜日程を参考として添付しております。これについては、高等学校の選抜日程と同様に設定しています。

説明の最後になりますが、令和 7 年度入学選抜の成果と課題を検証するため、今後、公立高等学校・中学校をはじめとした関係機関等を対象にアンケート調査を実施していくこととしており、この調査結果を丁寧に関証しながら、引き続き制度の定着に努めてまいります。説明は以上でございます。

篠田教育長： それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願いいたします。

小田原委員： 叡智学園の入学選抜について、「意欲・適性等を判断するに当たり、口頭試問を実施する」という説明があったかと思いますが、口頭試問は数学についてだけのものなのでしょうか。その他の内容も含むものなのでしょうか。

今川教育改革課長： 説明が分かりにくかったかもしれません。意欲・適性等は選抜全体を通して見るものでありますが、口頭試問は学力の評価という趣旨で、数学のレポートの補完という意味合いで実施するものです。

小田原委員： 分かりました。自己表現を行うことで生徒に変化があったということがあれば教えてください。

今川教育改革課長： 自己表現について、生徒の 9 割以上から「自分なりに表現すること」が「十分にできた」「それなりにできた」という肯定的な声があり、自己表現の出来に関して手応えを感じ、達成感につながっていると受け止めております。また、中学校からは「自己を省みることや将来を考えること、表現活動のさらなる充実につながっている」という意見をいただいています。

小田原委員： ありがとうございます。令和 4 年度から自己表現を実施されていると思いますが、これは広島県独自なのでしょうか。

今川教育改革課長： 他県において学校単位で実施されているところはあるようですが、全県で共通して実施しているのは広島県のみであると捉えております。

小田原委員： ありがとうございます。

志々田委員： 中学校から特別支援学校高等部、特別支援学校中学部から高等学校への進学を希望される方はいらっしゃいますか。

林特別支援教育課長： 具体的な人数は把握しておりませんが、子供の実態に応じた進路指導により、そのような進路選択があることもあります。ただし、特別支援学校においては、障害種別等により行ける学校が定められていますので、実態に応じて入学が可能か判断しております。

志々田委員： 実際にそのような可能性があることが分かりました。特別支援学校高等部を卒業しても高等学校卒業資格はもらえないので、高等学校に行きたいという希望があったりするんですが、高等学校へ希望していけるのかどうかというところで、東京では、入学後からゆっくり生徒をサポートしていく体制のチャレンジスクールというものがありますが、広島県では特別支援学校中学部を卒業後に普通高校への進学希望があれば、それをサポートしていけるような、特化した高校はあるのでしょうか。または入りやすいというようなところはあるのでしょうか。

今川教育改革課長： 例えば、知的障害のある生徒さんが高等学校へ進学されるといったことかと思いますが、そういったことを特に標榜している学校はございません。

志々田委員： 特別支援学校中学部の生徒さんがチャレンジしたいと思ったとき、また、中学校から特別支援学校高等部へクロスするときに、この基本方針が適切なものになっているのが気になって質問させていただきました。

林特別支援教育課長： 御意見ありがとうございます。当課としても生徒の進路を考える上で、今後どのような学びが生徒に必要なかを考えることが大事と思っています。学校がどんな教育をし、どんな取組をしているかを子供自身に知ってもらい、子供と保護者が正しい知識をもって進路選択できるよう、特別支援学校においても、中学校及び特別支援学校中学部のこれまでの学習、今後の学びを踏まえて、適切に進路指導を行ってまいります。

志々田委員： 個別最適な学びを考えると、進路選択は障害を持つ子供にとって大事なポイントです

ので、他県の状況を調べて、広島県のやり方を検討してほしいと思います。特別支援学校と通常の高校の枠を超えて支援できたら良いと思うので、前向きに検討していただきたいです。

細川委員： 基本方針に大きな変更はないというお話でしたが、私立高校の授業料が無償化となりますよね、現状のままの基本方針で良いのでしょうか。

今川教育改革課長： 来年度から授業料無償化が本格化し、私立と公立の役割が変わってくるのが予想されます。現状では、どこまで影響があるか測れておりませんが今後、公立の役割をどのように捉え、どういう学校を作っていくべきか、今後の県立高等学校の在り方に関する基本計画を踏まえながら、様々な角度から考えていく必要があると考えているところでございます。その一環として、今後の入試制度のありようについても考えていく必要があると思っております。

細川委員： 従前は選抜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの３段階ありましたが、今は１回のチャンスしかありません。基本方針を元に戻すということではなく、学力のある生徒は学力があるなりの学校にいけないように、複数回のチャンスがあるようなやり方を検討していただきたいと思いますが、お考えはありますでしょうか。

今川教育改革課長： 生徒が行きたいと思える学校にチャレンジできるという視点は重要であり、現在、国レベルで併願の検討が行われているというのはそういった趣旨からであると捉えております。一方で、本県では、入試の期間を短縮して、生徒や学校の負担を減らすという趣旨で現在の制度になっているということがございます。様々な要素を総合的に勘案しながら、より良い選抜制度にしていく必要があると考えております。

菅田委員： 併願制になった場合、面接を行うことが難しくなると思われますが、その点はいかがでしょう。

今川教育改革課長： まだ具体的な材料がないため、併願制を導入した場合、各学校で行っている自己表現などの面談形式の検査の結果をどのように全県的に取り込んでいけるのか、今のところ不明でございます。システムやアプリケーションを使うことで可能であるという話もあり、それを前提として国での検討が始まっていると理解しておりますが、いずれにいたしましても、情報収集し、メリット・デメリットを抽出しながら考えて行く必要があると考えております。

報告・協議 1 令和 7 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況

について

篠田教育長： それでは、報告・協議 1、令和 7 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、今川教育改革課長に御説明をお願いします。

今川教育改革課長： 報告・協議 1 令和 7 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、御説明いたします。

報告・協議 1 によりまして、令和 7 年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部等の入学者状況について、御報告いたします。

1 ページの「1 公立高等学校、特別支援学校高等部」の「入学定員（A）」の欄を御覧ください。

まず、令和 7 年度公立高等学校入学者選抜における入学定員は、全日制本校について「小計 a」欄にありますように 15,140 人となっております。

全日制本校への「入学者数（B）」は、昨年度よりも 419 人減の 13,239 人となっております。

分校及び帰国生徒及び外国人生徒等を加えた全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の「高等学校（全日制）計」の欄にありますように 13,289 人で、昨年度と比較し 414 人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は 255 人、フレキシブル課程の入学者数は 452 人、通信制課程の入学者数は 159 人、合わせて 866 人で、昨年度と比較して 39 人の増となっております。

次に、特別支援学校高等部の入学者数は 431 人で、昨年度と比較して 4 人の増となっております。

これらに専攻科の入学者数を加えた公立高等学校及び特別支援学校高等部の入学者数

の総計は、「総計」の欄にありますように 14,633 人で、昨年度と比較し 366 人の減となっております。

次に、県立中学校につきましては、「2 県立中学校」の「入学者数（B）」の欄にありますように、入学者数は 280 人で、昨年度と比較し増減はありません。

各学校の入学者状況につきましては、資料の 2 ページから 4 ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

篠田教育長： それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願いいたします。

小田原委員： 資料 3 ページの西条農業高校の園芸科では、受検者数が 36 名で合格者数が 40 名となっています。受検者より入学者が多いところがあるのはなぜでしょうか。

今川教育改革課長： 複数学科がある学校では、第 1 志望、第 2 志望と複数の学科に志願できることとしていっているところがございます。受検者数は第 1 志望で志願し、受検した者の数を記載しており、合格者数は第 2 志望以下も含めて合格した者の合計であるため、このような表記となっています。

小田原委員： ありがとうございます。生徒の全体数が減っているなか、定時制、通信制、フレキシブルの入学者が増えているようですが、要因はあるのでしょうか。

今川教育改革課長： 昨今の生徒の状況の変化、ニーズが多様化していることが要因として考えられます。様々な事情により、全日制高校で昼間学校にずっといるということになじまない生徒などが夜間をはじめとした定時制、毎日通う必要のない通信制を選んでいるという状況があり、生徒が自分に合った学びの形を選択しているということであろうと考えております。

小田原委員： 定時制、通信制、フレキシブルの課程が不登校生徒の受け皿になっているということも考えられるのでしょうか。

今川教育改革課長： はい。様々なニーズがあり、その中に不登校の生徒も含まれております。

小田原委員： そういった生徒の受け皿になっているということですね。分かりました。

細川委員： 資料 2 ページについて、定員割れが 40 人以上の学校は、少子化の影響もあると思いますが、他に何か原因があるのでしょうか。

今川教育改革課長： 40 人以上マイナスの学校は 11 校で、昨年度よりも増えています。それぞれの学校によって状況は異なりますが、全体の傾向としては、少子化に加えて、私学や通信制への志向が強まっていることが考えられます。

細川委員： 県教委で入学定員を策定して選抜を実施しているので、もう少し入学してほしいと思います。40 人以上の定員割れをすると、翌年の定員の数に影響するのでしょうか。

今川教育改革課長： 直近の入学者の状況は入学定員を考える際に大いに参考にしておりますが、入学者が 1 年度減ったからといってすぐに入学定員を減らすということではなく、生徒数の中長期的な推移など、長いスパンで捉えるべき要素も見ながら、総合的に検討しているところでございます。

細川委員： 特色ある学校があるのだから、中学校にも魅力を伝えてもらって、県立高校に行く生徒を増やしてほしいと思います。個人的な話になりますが、中学校の授業参観に行くと私立高校の募集ポスターが貼ってあるのをよく見かけます。私立はそうのようにアピールしていますので、県立も、ポスターがあるのかどうか分からないですが、魅力を伝える取組をしていただきたいと思います。

志々田委員： 厳しい状況が伝わってくるデータですね。定員を下回った学校が、努力をしていないとか、そういう問題があるということではないと思っているんです。今のご時世的に難しい部分もあるので、入試を担当している部局から校長に、学校の責任ではないんだよと校長の不安が下がるよう、伝えてあげてほしいと思います。原因を探れということではなく、どう魅力的な学校にしていくか、学校として目指すべき教育をどう差別化していくか、地域と何ができるか、どうやったら学校の魅力が広がるかを捉えて議論するという、前向きなメッセージを県から出してほしいなと考えています。

報告・協議 2 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

篠田教育長： それでは、報告・協議 2、1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について、今川教育改革課長に御説明をお願いします。

今川教育改革課長： 報告・協議 2 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について御説明いたします。

まず、資料の 1 ページを御覧ください。「1 生徒数の状況」には、1 学年 1 学級規模校 14 校における、今年度の、入学式時点の新入学生徒数及び 5 月 1 日時点の全校生徒数の状況をお示ししております。

1 学年 1 学級規模校につきましては、令和 6 年 3 月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）」において、再編整備を検討する基準を定めており、（2 年連続して「新入学生徒数が 20 人未満又は全校生徒数が 60 人未満」）この基準は、今年度より適用を開始することとしております。

そうした中、令和 7 年度の新入学生徒数につきましては、「1 生徒数の状況」の表の上段、「新入学生徒数（入学式時点）」の 2 段目にお示ししておりますとおり、1 学年 1 学級規模校 14 校のうち、音戸高等学校、向原高等学校及び東城高等学校の 3 校が 20 人未満となっております。また、全校生徒数につきましては、表の真ん中より少し下ですが、「全校生徒数（5 月 1 日時点）」の 2 段目のとおり向原高等学校が 60 人未満となっております。

続いて、2 ページをご覧ください。先ほどの基準を下回った 3 校につきましては、「2 1 学年 1 学級規模校に対する対応」の（1）にお示ししておりますとおり、令和 8 年度に、新入学生徒数が入学定員の 2 分の 1（20 人）以上かつ全校生徒数が収容定員の 2 分の 1（60 人）以上となるよう、より一層、学校の活性化等に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、教育委員会といたしましても、「（2） 1 学年 1 学級規模校への支援」にお示ししておりますとおり、学校の活性化・魅力化や新入学生徒数及び全校生徒数の確保に向け、各学校の取組が効果的に進められるよう、学校活性化地域協議会の意見を踏まえ、市町等と連携しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、資料の 3 ページに、1 学年 1 学級規模校の、令和 3 年度以降（過去 5 年間）の新入学生徒数及び全校生徒数をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

篠田教育長： それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 基準を下回った 3 校の学校、また、学校活性化地域協議会の状況はどのような感じでしょうか。

今川教育改革課長： 各学校で活性化に向けて地域と連携して取り組んでいただいています。音戸高校は、呉市内の中学生を対象とした「カヌー体験教室」や生徒による出身中学校への「里帰り訪問」などの取組を行いましたが、地元中学校からの入学者が減少したことなどにより 19 人となっています。向原高校は、地元企業と連携した地域課題解決プロジェクトや安芸高田市の支援をいただいた音楽イベントの開催などの取組を行いましたが、地元中学校からの入学者が減少したことなどにより 19 人となっています。東城高校は、生徒による小学生の体験学習のガイドや中学生の探究活動へのアドバイスを通じた地元小中学校との連携、また、地元中学校を対象とした公営塾の体験会の実施、学校ホームページのリニューアルなどの取組を行いましたが、地元中学校からの入学者が減少したことにより 12 人となっています。

細川委員： 3 つの高校に限らず、協議会から県教委に何か意見や要望はあつたりするのでしょうか。

今川教育改革課長： 直接に要望ということではありませんが、課員が各協議会に出席しておりまして、その際に学校の魅力化に繋がるような事例の紹介などを求められることがあります。

細川委員： 西城紫水の地域の方と話をすることがありますが、学校と地域とが一緒になって、いろいろなことを考えておられます。東城高校においても、校長が新たに替わりましたが、地域の方が色々な取組を検討されていると話を聞きます。公共交通機関の関係で他地域への通学が極端に困難な学校もあるので、そういったことも踏まえて 1 学級規模校の状況を見ていかなければと思います。基準の適用も始まっているので、県教委としても支援をしていただきたいと思います。

菅田委員： 新入生のケアであるとか、退学者数を減らすよう、もちろんこれまでも取り組んでいただいているかと思いますが、引き続き努力をしていただきたいと思います。

報告・協議3 高校生等の就職をめぐる状況について

篠田教育長： それでは、報告・協議3、高校生等の就職をめぐる状況について、小野高校教育指導課長に御説明をお願いします。

小野高校教育指導課長： 報告・協議3 高校生等の就職をめぐる状況について御説明いたします。

まず、高等学校の状況について、資料の1ページを御覧ください。本県の国・公・私立の高等学校における、就職率は、「1（1）設置者別就職状況」の表のうち、一番上の行に記載しておりますとおり99.7%となっております。なお、同じ表の3行目に記載しておりますとおり、県立高等学校のみの就職率は、99.8%と高い水準を維持できております。このように高い値を維持できたことは、広島県全体の求人倍率が増加傾向にある中で、県立高等学校において、就職を希望する生徒や保護者に対して、担任や就職指導に関する担当者が面談や情報提供を丁寧に行うなど、組織的・計画的に就職指導に取り組んだこと、県立高等学校の就職希望者が多い学校を中心に、ジョブ・サポート・ティーチャー10名を30校30課程に、就職指導支援員8名を13校14課程に配置し、就職指導や求人開拓、未内定者への指導・支援に取り組んだこと、さらには、広島労働局などの関係機関と連携し、県内全ての高等学校や特別支援学校の生徒を対象に応募前合同企業説明会を実施したことなど、様々な就職支援策を実施した成果であると捉えております。

しかしながら、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が、国・公・私立高等学校全体で7人おり、引き続き丁寧な指導・支援を行ってまいります。

県教育委員会としましては、就職を希望する生徒が、それぞれの目標を実現できるよう、担任等が校内の関係者と連携・協力し、情報提供や個別の相談を行うとともに、ハローワーク等の関係機関を効果的に活用した指導が行えるよう、各学校を支援してまいります。

次に、特別支援学校の状況について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。令和7年3月に本県の特別支援学校高等部を卒業した生徒につきましては、就職を希望していた生徒、122名全員が就職しております。この結果は、県内全ての特別支援学校に配置している就職支援教員による生徒の実態や適性、希望を踏まえた職場開拓、職場実習、企業への啓発活動の実施及び教職員による個別に応じた丁寧な就職支援、進路指導によるものであると考えております。

また、特別支援学校における職業教育の充実に向けた本県独自の資格認定制度「技能検定」の実施（H23～）や、生徒の「働きたい」を応援してくださる企業への「就職サポート隊ひろしま登録制度」（H26～）の成果とも考えております。

なお、（3）に示しておりますとおり、全卒業者に占める一般企業への就職者の割合は、30.3%となります。

続いて、特別支援学校における技能検定の実施状況等について御説明いたします。資料の3ページを御覧ください。（2）に示しておりますとおり、令和6年度特別支援学校技能検定では、延べ1,589名の受検がございました。また、資料の4ページを御覧ください。右下の【表4】に示しておりますとおり、就職者のうち、92.6%が技能検定を受検しております。さらに、2他の就職支援の状況（1）に示しておりますとおり、「就職サポート隊ひろしま」の登録企業数は、令和7年3月末現在、651社となっております。中ほどの【表3】に示しておりますように、就職者のうち、58.2%が、この「就職サポート隊ひろしま」登録企業に就職しております。そして、（2）に示しておりますとおり、各特別支援学校で「企業の参観日」を実施しております。令和6年度は13校で実施し、339企業等、計562人の参加がございました。今後も、生徒に対してより実践的な力を付けるとともに、働く意欲の向上や粘り強く様々なことに取り組む態度等を育成するキャリア教育及び職業教育の充実を図ってまいります。

また、就職サポート隊ひろしまや企業の参観日の取組にも力を入れ、企業への障害者雇用の理解啓発にも取り組んでまいります。

加えて、昨年度実施した、県庁本館のウッドデッキ等を活用し、特別支援学校12校、生徒約100名が集まり、製品販売や、学習成果の発表等を行った「特別支援学校フェスタ」の取組等を通じて、生徒が人の役に立つ経験のできる機会をつくり、働く意欲の向上を図るなどして、「働きたい」と思える生徒の育成につなげてまいります。

説明は以上でございます。

篠田教育長： それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願い

いたします。

志々田委員： 就職を希望する生徒が就職できていることは分かりました。その中身、質の部分になりますが、生徒はどのような業種への就職が多いのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 求人というと、製造業・建設業の求人が多く、また、卸売業・小売業の求人数は前年度に比べて増加しております。この卸売業・小売業への就職を希望する生徒については求人数と同様の傾向として多い状況があり、また、求人数が減少しているサービス業への就職は少ない状況があると考えております。

林特別支援教育課長： 特別支援学校の場合、高等部第1学年で職場見学を行い、「働く」ということについての理解を促すことから行います。その上で、就職を希望する者に対しては、希望する業種の企業で職場実習を繰り返し実施し、その中で、生徒はその企業での働き方を確かめ、企業側には生徒の実態や特性、可能な業務内容等を理解していただき、生徒と企業のマッチングができるよう取り組んでいます。令和6年度の卒業者の就業先業種の特徴としては、製造業、次いで卸売業、小売業に就職した生徒が多かったのですが、実際はその中で、清掃の業務に就いている生徒が多いです。企業との連携により、生徒が就職する業種が広がってきています。

志々田委員： 広島はものづくりの県ですので、その魅力をもっと知ってもらいたいと思います。在学時代に、「ものをつくる」「生活を支える」ことの価値を感じる体験をして、広島らしい産業に就職できると良いなと思いました。

小田原委員： 県外に就職される方は望んで就職されているのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 高校で学んだことをもとにチャレンジしたいとの思いから、県内にないような企業に就職する生徒もいると聞いております。

小田原委員： 社会減も多いので気になって質問させてもらいました。ありがとうございます。

菅田委員： 就職した企業の場所っていうのは、本社の場所になっているのでしょうか。本社が県外で、配属が県内であるとかそういう場合はどう計上されているのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 就職した企業の場所ですが、原則として本社や事業所が所在する場所で計上しています。実際に県外で何ヶ月か勤務して、その後自宅近くの県内の事業所に配置というケースもあるようですが、本社・事業所の場所で計上しています。

細川委員： 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」のCMはマツダスタジアムの大型ビジョンで流れるなど、すごく影響は大きいと思います。広島には野球だけでなく、サッカー、バレーボール、バスケットボールと、プロスポーツ企業はたくさんあるので、それらにも働きかけたら良いんじゃないでしょうか。

「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」の登録企業は増えていますが、世の中の企業数と比較するとまだまだ少ないと感じます。これからは、障害のある方もともに働く時代です。特別支援学校の卒業生が企業で働いている様子を知ることは、在学生在が「働きたい」と思えるために有効であると思います。資料に「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」の表彰企業についてまとめられていますが、県教育委員会のインスタグラムやフェイスブック、くりっぷなどで卒業生の活躍する姿を取り上げてもいいかもしれないですね。企業のPRにもなりますし、卒業生の活躍を知れる機会になると思います。

林特別支援教育課長： ありがとうございます。企業の方には、技能検定の指導や審査に協力いただく等、連携しております。また、中小企業家同友会の方には、各特別支援学校の学校運営協議会の委員になっていただいたり、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録企業にも様々な場面で協力をいただいたりしています。これらの取組について、引き続き情報発信をしていきたいと思っております。

小野高校教育指導課長： 先ほどお答えした就職先についてですが、生徒の個々の状況を積み上げたものではなく、県全体の求人状況を踏まえつつ、おおむねの傾向についてお答えさせていただいたものであること御理解いただければと思います。

篠田教育長： 各校のホームページでも卒業者の様子を取り上げるなどしていますよね。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

第 1 号議案 教職員人事について

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（懲戒処分）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:33)